

令和8年1月30日

## 弊社に対する行政処分の公表

株式会社三交タクシー

弊社は、中部運輸局から下記の通り行政処分を受けました。

今回の処分を厳粛に受け止め、全社を挙げて法令遵守意識の向上に取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 行政処分を受けた日

令和8年1月30日（金）

#### 2. 対象営業所

株式会社三交タクシー 桑名営業所

#### 3. 違反内容

発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する旅客の運送を行っていた。  
(道路運送法第20条)

#### 4. 処分の内容

桑名営業所 事業用自動車の車両使用停止300日  
(6両×42日間 1両×48日間 合計300日)

#### 5. 改善措置

コンプライアンス研修を実施するなど、法令遵守意識の向上に取り組んでまいります。

以上